

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針 新旧対照表

山梨県いじめ防止等のための基本方針(旧)	山梨県いじめ防止等のための基本方針(新)	改定の視点等
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>(県 p4)</p> <p>4 いじめの定義</p> <p>○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p>	<p>(国 p5)</p> <p>○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</p>	<p>・いじめの認識の共有化 (けんかやふざけ合 いも情報共有)</p>
<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>(県 p8)</p> <p>(3) 基本的施策</p> <p>⑤ 相談支援体制の充実</p> <p>(県 p8)</p> <p>⑦ ネット上のいじめへの対策</p> <p>ア 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめへの対策について検討する。</p> <p>イ ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、特別活動やPTA活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を促す。</p> <p>ウ 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。</p>	<p>(国 p21)</p> <p>ウ 部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。</p> <p>(国 p12、13)</p> <p>⑦ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という)への対策</p> <p>ア インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者とどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。</p> <p>イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。</p> <p>ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。</p>	<p>・教育相談体制の充実(教職員の業務の見直し)</p> <p>・名称の変更</p> <p>・インターネット上のいじめへの対応の充実</p>

<p>(県 p9)</p> <p>(5) 私立学校におけるいじめに対する対応</p> <p>県の私立学校主管部局において、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。</p> <p>2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (県 p11)</p> <p>① いじめの防止</p> <p>いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。</p> <p>また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p>	<p>(国 p20、31)</p> <p>(5) 私立学校におけるいじめに対する対応</p> <p>県の私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。また、いじめ問題への対応について、必要に応じて専門家・関係機関の紹介や研修機会の提供等の支援が受けられるよう県教育委員会との連携確保に努める。</p> <p>(国 p29)</p> <p>また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p> <p>学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。</p> <p>いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。</p> <p>さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う</p>	<p>・私立学校におけるいじめの対応</p> <p>・いじめの未然防止</p> <p>*『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』より記載 (p3)</p>
---	--	---

<p>加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。</p> <p>さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>② 早期発見 (県 p12)</p> <p>③ いじめに対する措置</p>	<p>とともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</p> <p>加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。</p> <p>(国 p30)</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>ア いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> <p>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織に</p>	<p>・いじめに対する措置（解消の2要件）</p>
--	---	---------------------------

<p>(県 p12)</p> <p>3 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査</p> <p>① 重大事態の発生と調査</p> <p>ア 調査を要する重大事態の例</p> <p>○ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき</p> <p>エ 調査を行う組織</p> <p>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。</p>	<p>おいては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</p> <p>(国 p31)</p> <p>3 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査</p> <p>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。</p> <p>(国 p32)</p> <p>○ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。 <p>(国 p34)</p> <p>エ 調査を行う組織</p> <p>いじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。</p>	<p>「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」</p> <p>・ 重大事態への対応の充実</p> <p>・ 重大事態発生時の調査組織</p>
---	---	--

<p>(県 p13)</p> <p>オ 事実関係を明確にするための調査の実施</p> <p>○ いじめられた児童生徒が死亡した場合の対応</p> <p>・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。</p>	<p>(国 p36)</p> <p>○ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応</p> <p>その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。</p> <p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。</p> <p>・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</p>	<p>「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）</p>
<p>(県 p15)</p> <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>また、県は市町村における地域基本方針及び設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。</p>	<p>また、県は市町村における地方いじめ防止基本方針の策定及び見直しを支援するとともに、設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。</p>	<p>・ 県による市町村の地方いじめ防止基本方針策定及び見直しの支援</p>